

重要事項説明書

(指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス)

1. 事業者概要

法人名	医療法人 浜江堂 三野原病院
事業所の種類	指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護相当サービス事業所
指定番号	福岡県 4073900096
名称	ささぐりホームヘルプサービス
所在地	福岡県糟屋郡篠栗町大字金出3553番地
電話番号	092-652-2751
管理者氏名	乙成 美香

2. 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、自立した生活が維持できるように、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 職員体制

職種	勤務体制及び員数
管理者	常勤 1名
サービス提供責任者	常勤 2名 (1名管理者兼務)
訪問介護員	常勤 2名 非常勤 1名

4. 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について

(1) 提供するサービス内容

身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄介助、オムツ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
家 事 援 助	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室等の掃除や整理整頓を行います。
通院介助		通院のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。

(2)ヘルパーの禁止行為ヘルパーはサービスの提供にあたり次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、貯金、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者の家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除等）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) 利用料金

(介護予防訪問介護相当サービス)

支給区分	I おおむね週1回	II おおむね週2回	III おおむね週3回以上
1. 利用料金	1, 176円	2, 349円	3, 727円
2. うち、介護保険から 給付される額	10, 584円	21, 141円	33, 543円
3. サービス利用にかかる 自己負担額	1, 176円	2, 349円	3, 727円

(訪問介護)

種類	利用料（自己負担分）	
生活援助	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
身体介護	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
	1時間半以上	567円
	30分増すごとに	82円加算
身体介助に引き続き 生活援助を行う場合	20分以上	65単位/回
	45分以上	130単位/回
	70分以上	195単位/回

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でのサービスを利用される場合には、通常の利用料金に割り増し料金が加算されます。

※ 早朝（午前6時～午前8時） 25%加算

※ 夜間（午後6時～午後10時） 25%加算

※ 深夜（午後10時～午前6時） 50%加算

2人の訪問介護員で援助を行う必要がある場合、ご契約者の同意を得た上で、通常料金の2倍の料金を頂きます。

(4)加算

加算項目	料金	
初回加算	200円/回	初回訪問時、又は初回訪問月にサービス提供責任者が訪問介護員と同行訪問した場合に加算。
介護職員等処遇 改善加算V(1)	22.1%	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。
緊急時訪問介護加算	100円/回	緊急要請を受けてケアマネージャーが必要と認めた時に身体介護を行った場合に加算。
特定事業所加算 (I)	20%	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。

5. 実施地域・営業時間

糟屋郡内（宇美町を除く）・福岡市東区（志賀島、雁ノ巣、西戸崎は除く）

《運営時間》

平 日・土曜日 8：30～17：00

(休 日) 日曜日・国民の祝日 年末年始12月31日～1月3日

6. 訪問時間変更・注意事項等

- ① 交通事故や天候により、サービス開始時間が遅れる場合があります。開始時間が著しく遅れる場合には、訪問介護員よりご連絡致します。
- ② 生活援助は、利用者ご本人様を対象に行います。介護保険制度上、家族の方の生活援助は行いませんので、ご了承ください。
- ③ 利用者が訪問介護員の変更を希望される場合には、変更を拒む正当な理由がない限り対応いたします。
- ④ 訪問介護員は医療行為を致しません。
- ⑤ 金銭に関して、年金等の金銭の取り扱いは致しません。生活援助での買い物等に伴う小額の金額の取り扱いは可能です。
- ⑥ 公共料金の支払いに関して、利用者が困難な場合には訪問介護員が代理として窓口・金融機関等へ支払いに行く事ができますが、その際利用者の同意を得た上で、委任状に必要事項を記入していただきます。
- ⑦ 訪問介護員に対する贈り物や飲食物等のもてなしは、お受けできません。

7. 管理者

管理者は、当事業所の従事者の管理及び業務管理を一元的に行うものとします。

また、法令等に規定されている指定介護予防訪問介護事業の実施に関して厳守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

8. サービス提供責任者

サービス提供責任者は、当事業者に対する利用申込みに係わる調整、利用者の状態及び意向の把握、訪問介護員等に対する利用者情報の伝達及び居宅介護支援事業者との連携を行うものとします。

9. サービス従事者

サービス従事者とは、事業者が利用者にサービスを提供するために使用する介護福祉士、看護師、訪問介護員研修課程修了者等の資格を有する者とします。

10. 訪問介護計画書

1. 事業者は、利用者の心身及び生活の状況を調査し、利用者及びそのご家族と協議して訪問介護・予防訪問介護計画書を作成します。但し、居宅サービス計画書が作成されている場合には、当該居宅サービス計画書に基づくものとします。
2. 事業者は、訪問介護計画書の作成書の作成につき、その内容について利用者又はそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問介護・予防訪問介護計画書を利用者に交付するものとします。
3. 事業者は、訪問介護計画書に沿って計画的にサービスを提供するものとします。
4. 事業者は、利用者の要望等により、訪問介護・予防訪問介護計画書の変更又は中止の必要がある場合には、状況調査を踏まえ協議し、医師又は居宅介護支援事業者の助言及び指導に基づいて、訪問介護・予防訪問介護計画書を変更又は中止するものとします。

11. 苦情処理窓口

(1)当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

当事業所担当	受付担当 : 乙成 美香 責任者 : 川原 ひづる
所在地	福岡県糟屋郡篠栗町大字金出3553番地
電話	092-652-2751
FAX	092-652-2758

平日：8：30～17：00 土曜：8：30～17：00

(2)行政機関その他苦情受付機関

福岡県社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談	所在地 電話番号	春日市原町3-1-7グローバープラザ4階 092-925-3511
福岡県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号	総務部 介護保険課（介護サービス相談窓口） 092-642-7857
篠栗町 092-947-1111	宇美町 092-932-1111	須恵町 092-932-1151
粕屋町 092-938-2311	久山町 092-976-1111	志免町 092-935-1001
広域連合粕屋支部 092-939-1592	新宮町 092-962-0231	福岡市東区 092-631-2131

1 2. サービス内容

事業者は、介護保険法令に定めるサービスの中から、居宅サービス計画書に基づき、指定

された時間帯に、選択されたサービスを提供するものとします。

1 3. 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を

講じます。

1. 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
2. 個別支援計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
3. 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

※当事業所における虐待防止に関する責任者及び担当者

虐待防止における担当者	乙成 美香 (管理者)
責任者	川原 ひづる (当法人事務長)

1 4. 身体拘束等の禁止に関する事項

サービスの提供にあたっては、原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 5. 守秘義務・個人情報保護

1. 事業者及びその従事者は、利用者及びそのご家族の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要な範囲内において、使用・提供又は収集(以下、「使用等」とします。)させて頂くとともに、利用者及びそのご家族は、予めそれに同意するものとします。なお、個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとします。

- ① 利用者にサービスを提供するために必要な場合。
- ② 利用者にかかわる訪問介護サービス計画書及び介護予防サービス計画書及び介護計画の立案、作成及び変更に必要な場合。
- ③ サービス担当者会議その他介護支援専門及び関係サービス事業所との情報共有及び連絡調整等のため必要な場合。
- ④ 利用者が医療サービスの利用を希望され、主治医の意見を求める必要のある場合。

(予め担当者のサービス従事者により連絡先を確認させていただきます)

- ⑤ 利用者の容態の変化等に伴い、ご家族、医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合。
 - ⑥ 行政機関の指導又は調査を受ける場合。
 - ⑦ サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合。
 - ⑧ 利用者が自立した日常生活を営むことに資するよう、事業者が利用者に対して、介護関連事業に関する新商品情報のお知らせ、宣伝物及び印刷物を送付する場合。
2. 事業者は、利用者及びその家族の個人情報に関して、利用者から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い、開示又は訂正するものとします。
 3. 事業者及びその従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

16. 緊急時の対応

1. 利用者の体調・病状が急変した場合は、主治医と連絡を取り医師の指示に従います。
2. 緊急連絡先に連絡致します。
3. 救急車を要請します。

医療機関名		連絡先	
緊急連絡先	(氏名)	連絡先	

17. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続に実施するために、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

18. 協力医療機関・施設等

- *医療法人浜江堂 三野原病院 092-947-0040
- *老人保健施設 ささぐり浜江苑 092-947-0350
- *医療法人浜江堂 グループホームひだまり 092-652-2755
- *介護付き有料老人ホーム ささぐりの里 092-652-2777

19. 協力関連機関

* ささぐり訪問看護ステーション

福岡県糟屋郡篠栗町大字金出3553番地 092-947-2772

* ささぐり介護プランサービス

福岡県糟屋郡篠栗町大字金出3553番地 092-947-7802

20. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

第三者による評価	1.あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1.あり 2.なし
	②なし		